
プロジェクト **収益認識**

項目 **注記事項の検討－注記の記載の形式**

本資料の目的

1. 本資料は、収益認識会計基準の注記事項の検討を行うにあたり、注記の記載の形式について検討することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 410 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 13 日開催）においては、企業が開示目的に照らして注記事項の要否を判断する際の指針について、次の対応を行うことを提案した（専門委員会でいただいたご意見を踏まえて提案を修正している。変更点については、審議事項(4)-1 参考資料 1 を参照のこと）。

- (1) IFRS 第 15 号に示される個別の開示項目をそのまま収益認識会計基準の開示項目に含めるのではなく、IFRS 第 15 号の個別の開示項目が要求されている目的を理解したうえで、それらの目的を収益認識会計基準に示す。これにより、目的を達成している限りにおいて、必ずしもすべての注記事項を網羅する必要がないことが明確になることが期待される。

- (2) 目的を達成する方法として IFRS 第 15 号を参考として具体的な注記事項を示す。

- (3) 個別の開示項目が要求されている目的に照らして、IFRS 第 15 号の開示規定の構成を理解しやすい形に変更する。前回の専門委員会の提案から、専門委員会でいただいたご意見を踏まえて見直した構成は、次のとおりである（前回の企業会計基準委員会からの変更点は修正履歴付でお示ししている。）。

- ① 収益の分解情報

- ② 収益を理解するための基礎となる情報

- (ア) 契約及び履行義務に関する情報（ステップ 1 及びステップ 2）

- (イ) 取引価格の算定に関する情報（ステップ 3）

- (ウ) 履行義務への配分額の算定に関する情報（ステップ 4）

- (エ) 履行義務の充足時点に関する情報（ステップ 5）

(オ) 本会計基準の適用における重要な判断

③ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(ア) 契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に関する情報

(イ) 残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

聞かれた意見

3. 前項の事務局提案に対し、次の意見が寄せられた（審議事項(4)-8 参照）。

（収益認識会計基準に定める注記事項の記載方法に関する懸念）

- (1) 「本基準の適用における重要な判断」の項目を個別項目に含めた場合は、財務諸表作成者も記載しやすくなると考えられる一方で、複数の事象を含めて重要な判断がなされている場合は、各項目で注記すべきか、あるいは複数の項目をまとめて一気通貫で注記すべきか、という問題が生じると考えられる。日本基準においては、基準の記載に沿って注記を行うことが一般的であると考えられるが、事務局の提案ではある程度組替が許容されるのかについて確認したい。
- (2) それぞれの開示項目における注記の仕方については、財又はサービスの内容にあわせて書いた方が分かりやすい項目も見受けられるため、そのようなものについてはまとめて記載することも考えられるということを結論の背景に書くことで、画一的に事務局提案の順番通りの記載となってしまうことを防ぐことができるのではないかと考えられる。
- (3) 体系だった構成となったために、基本的にすべて記載することが求められているという印象がより強くなったように感じられる。

聞かれた意見に対する対応案

4. 上記の懸念に対応するために、収益認識会計基準に定める注記事項の記載方法に関して、次の検討を行うことが考えられる。
 - (1) 収益認識会計基準の注記事項の定めと注記の記載方法との関係
 - (2) 他の基準との関連

(収益認識会計基準の注記事項の定め構成と注記の記載方法との関係)

5. 第96回収益認識専門委員会で寄せられた意見のとおり、わが国において、注記事項の記載は通常、個別の会計基準で定める個々の注記事項の区分に従って記載がなされているものと考えられる。ただし、収益認識会計基準においては、必ずしも収益認識会計基準の項目順に見出しを付して記載する必要は無いと考えられる。例えば、次のような状況が考えられる。
 - (1) ASBJ事務局では、(2)「収益を理解するための基礎となる情報」の項目に区分している「契約及び履行義務に関する情報（ステップ1からステップ2）」で記載する財又はサービスの内容は、主に、ステップ3からステップ5における会計処理及び重要な判断の基礎となる情報であると整理しているため、ステップ3からステップ5の情報を理解するための情報として、ステップ2の情報を関連付けて記載することが考えられる。
 - (2) また、場合によっては、(2)「収益を理解するための基礎となる情報」に含まれる支払期限（ステップ1及びステップ2に関連）と履行義務の充足時点（ステップ5に関連）に関する情報は、(3)「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に含まれる「契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）」を理解するための基礎となる情報であるため、「契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）」の注記において、(2)「収益を理解するための基礎となる情報」に含まれる情報と関連付けて記載することも考えられる。
 - (3) 残存履行義務に配分した取引価格の記載においても、同様に、当初の予想期間が1年超の契約に関連して記載したり、当該注記における実務上の便法を利用した場合の注記において、関連する契約の内容や変動対価の内容とあわせて記載したりすることも考えられる。
6. 前述のとおり、注記事項の記載に一定の自由度を認めるものの、財務諸表利用者が理解しにくいような体系で記載することは想定されず、最終的には開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために有用な方法で注記することになると考えられる。例えば、収益の分解情報で提供した主要な要因別等（例えば、主要な財又はサービス別や履行義務の充足時点ごと等）に体系立てて、財又はサービスの内容、履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）及び当該時点の判断の根拠等の必要な項目を提供することが考えられる。

7. 上記を踏まえ、開示目的に次の文案を追加することが考えられるかどうか。

1. 財務諸表利用者が、第 XX 項に定める事項を理解できるようにするための情報を提供している限り、注記事項の記載は、必ずしも第 XX 項から第 XX 項で示す注記事項の構成に従う必要はなく、開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する。

ディスカッション・ポイント

収益認識会計基準の注記事項の定め構成と実務における注記の記載方法との関係に対する ASBJ 事務局の分析及び文案についてご意見をお伺いしたい。

(他の会計基準の注記との関連)

8. 収益認識会計基準の注記の記載方法に関連して、他の注記事項に収益認識会計基準に定める注記が記載される場合の取扱いについても、収益認識会計基準に定めるかどうかを検討することが考えられる。
9. 本会計基準に従い注記される項目は、収益認識に係る事項として個別の注記として記載することが多いと考えられる。ただし、その場合であっても、既存のセグメント情報で収益の分解の目的が満たされると判断される場合や、セグメント情報に関連して収益の分解情報等を示すケース等、他の会計基準の注記により収益認識会計基準の開示目的が満たされる場合や、他の注記の記載場所において当該他の注記に関連づけて収益認識会計基準に定める注記を記載することが財務諸表利用者には有用な情報を提供する場合もあると考えられる。
10. このような場合、収益認識会計基準の個別の注記以外の場所で開示された内容が、収益認識会計基準の開示目的を満たし、かつ、当該他の場所で開示されている注記を参照する限りにおいて、収益認識会計基準の個別の注記に記載を要しないとするを収益認識会計基準に明記することが考えられるかどうか。
11. なお、IFRS 第 15 号においては、他の基準に従って情報が提供されている場合には、IFRS 第 15 号に従って注記を開示する必要がないとの定めが設けられている（IFRS 第 15 号第 112 項）が、日本基準においては、収益認識会計基準に定める開示が適切になされていることを示すこと、及び開示の記載場所を明示することが有用であると考えられることから、IFRS 第 15 号とは異なることになるものの、本資料第 10 項に記載のとおり、他の注記を参照することが考えられるかどうか。

(参考)【IFRS 第 15 号】

112. 企業は、他の基準に従って情報を提供している場合には、当該情報を本基準に従って開示する必要は無い。

12. 上記を踏まえ、開示目的に、次の文案を追加することが考えられるがどうか。

1. 本会計基準に定める注記事項が本会計基準以外の会計基準に定める注記事項として記載されている場合には、当該他の注記事項を参照することができる。
(¶ 112)

ディスカッション・ポイント

他の会計基準の注記との関連に対する ASBJ 事務局の分析及び文案についてご意見をお伺いしたい。

以 上